

議案第5号

令和8年度青少年育成積立金の一部処分（取崩）（案）について

1 一部処分の理由

預金等利率の低迷や会員の減少により、令和8年度の事業運営に支障を来すため、青少年育成積立金の一部を取り崩し事業運営に充てたいので、総会の決議を求める。

2 一部処分の額について

令和8年度一部処分数額 1, 000, 000円

※処分後の積立金予想残高 1, 915, 747円

（ 参 考 ）

一部処分数額の取り扱いについて

- (1) 指定正味財産である青少年育成積立金から1, 000, 000円を取り崩し、一般正味財産・経常増減の部に同額を振り替えて事業運営に充てるものとする。